

北相木村障害者活躍推進計画

機 関 名	北 相 木 村
任 命 権 者	北 相 木 村 長
計 画 期 間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
北相木村における 障害者雇用に関する課題	令和元年度における障害者任命状況通報による実質の雇用率は５．０８％で、法定雇用率２．５％に達しているが、障害者である職員の活躍のためには、働きやすい職場環境づくりや、今後障害者である職員が順次定年を迎えることを見据え、更なる採用活動を推進していく必要である。
目 標	
(１) 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年６月１日時点の法定雇用率以上を目標とする。
(２) 定着に関する目標	障害の種類や程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせない。
取 組 内 容	
(１) 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。 ○ 障害者である職員の相談窓口を総務企画課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて所属長等との連携を図る。 ○ 担当者に関する研修を受講させる。
(２) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創設	○ 障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○ 身体障害者等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては、面談により必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 * 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 * 「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 * 「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 * 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 * 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 各種休暇の利用を促進する。 ○ 本人の希望も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練などを受講しやすい体制とする。 ○ 必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○ 中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な支援や配慮を行う。
(4) その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。